

1980年代

物からサービスへ 情報化、国際化に伴う消費者問題

情報化、サービス化、国際化等の動きが加速し、消費者を取り巻く環境が大きく変化しました。そして、消費は「量から質へ」と向かいました。

クレジットカード、キャッシングカードが普及し、お金を借りることが容易になったため、多重債務の問題が増加しました。また、サラ金（消費者金融。サラリーマン金融の略語。）による多重多額債務被害が深刻化し社会問題になりました。バブル経済の中、海外先物取引、悪質抵当証券会社による被害、無価値に近い土地を高額で売り付けたいわゆる原野商法、そして高齢者の不安に付け込んだ豊田商事の悪質商法など資産の形成に関する被害も急増しました。

この頃になると、消費者が使う商品を扱う企業の中に消費者相談窓口を設置する企業が増えました。1985年には、企業内の消費者関連担当者の資質の向上や企業の消費者志向体制の整備などを目的として活動していた消費者関連専門家会議（A C A P）（1980年任意団体として設立。）が、社団法人として設立されました。

一方、食のグローバル化が進み輸入食品が増加したことで、国によって食品の安全基準が異なることが問題となりました。日本における農薬などの使用についての規制を見直した結果、消費者の食に対する不安が高まりました。また、先進国と発展途上国との間の食料や健康、安全等に関する基準のばらつきの問題も表面化しました。

こうした中で、国際消費者機構は、世界中の消費者の権利を促進するため、1983年に、3月15日を「世界消費者権利デー」としました。この日は、1962年にアメリカのケネディ大統領が「消費者の4つの権利」を盛り込んだ教書を連邦議会に提示した日に当たります。

() 内は、西暦を表しています。

☞ *印には解説があります。

消費者問題と世の中の出来事

- ▶ イラン・イラク戦争開戦（1980）
- ・化粧品のキャッチセールス苦情多発（1981）
- ▶ スペースシャトル初の打ち上げ（1981）
- ・世界消費者権利デー提唱（1983）
- ▶ 東京ディズニーランド開園（1983）

(次ページに続く→)

消費者行政に係る出来事

- ・貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）（現在は貸金業法）公布（1983）
- ・食品添加物の大幅規制緩和（1983）

(次ページに続く→)

- ・豊田商事事件問題化（1985）*15
 - ▶男女雇用機会均等法公布（1985）
 - ▶切尔ノブイリ原発事故（1986）
- ・靈感商法被害多発（1987）*16
 - ▶世界の人口50億人超え（1987）
- ・ポストハーベスト問題発生*17
 - ▶天安門事件（1989）
 - ▶ベルリンの壁崩壊（1989）

- ・消費税導入3%（1989）
- ・前払式証券の規制等に関する法律（プリペイドカード法）公布（1989）（*2009年に廃止。）

《主な出来事》

*15 豊田商事事件問題化（1985）

豊田商事の悪質商法は、販売員が家を訪ね言葉巧みに金やプラチナなどを販売し、消費者には現物は引き渡さず「当社で預かり、運用益を支払いますよ。」と「預り証券」のみを渡すというものでした。現物を渡すつもりがないのに次々契約をさせました。結局、消費者には支払った代金も返らず、被害額が高額となりました。

この事件の特徴は、金とドルの交換を停止したドルショックによる金に対する関心の高まりを悪用した点、投機目的の勧誘である点、高齢者等を狙った訪問販売である点にあります。一つの地域で詐欺まがいの商法であると批判が高まるごとに場所を移し、会社の名前を変え品を変え悪質商法を続け、被害が拡大しました。1985年にマスコミが取り上げ大きな社会問題となり、豊田商事は事実上倒産しましたが、「預かっている」と言われていた金は偽物で被害の救済は困難でした。

*16 精霊商法被害多発（1987）

精霊商法とは、販売員が「手相を見ます」、「悩みはありませんか」と街頭で声を掛け、あたかも霊感があるように振る舞い、「先祖の祟（たた）りがある」と不安を煽（あお）り、「この商品を買えば先祖の祟りが消える」などと単なる壺や印鑑などを高額で購入させるものです。次々と購入し、財産のほとんどを失ってしまう人も現れ社会問題化しました。

1987年には、通商産業省（現在の経済産業省）や国民生活センターが被害の手口を公表し注意喚起を行うなどして、未然防止や被害者の救済へと動き始めました。

近年は、開運商法として高額な祈とう料を要求したり、ブレスレット等の商品を売りつけたりする被害が起きています。

* 17 輸入農産物の増加とポストハーベスト問題

ポストハーベストとは、収穫した後の果物や穀物、野菜に散布する農薬のことをいいます。

日本は食料自給率が徐々に低下し 1970 年～1980 年代には 4 割以上の農産物を海外から輸入するようになっていました。遠くから運んでくる場合、船の中で害虫やカビが発生して商品価値を下げるリスクを伴います。そのためポストハーベストが使用されていました。1975 年にアメリカから輸入した柑橘類から日本では禁止されている農薬である O P P が検出され、問題が表面化しました。しかし、O P P は収穫後の農作物に防カビを目的として使用されることから、食品添加物に該当するため、保存のための食品添加物として基準と表示義務を設け使用を許可しました。

食品の輸入が増大する中で、食の安全や表示をめぐる基準にも国際的な整合性が求められるようになりました。消費者の間では、輸入食品の安全性への不安や食品添加物・残留農薬の基準作りへの関心が高まりました。

